

大 産 第 555 号  
令 和 6 年 11 月 29 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大台町長 大森正信

市町村名 (市町村コード)	大台町 ( 24443 )
地域名 (地域内農業集落名)	清水地区 ( 清水 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 10 月 16 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、人口81人であり、高齢化率は、38.3%である。宮川沿いに位置し、水稻を中心に耕作がなされている。  
獣害が著しく、農業機械等の高騰も離農の一因である。このような環境で、当然、後継者も確保できていない。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心に耕作を継続していくが、担い手を意識して採算のとれる農業・農作物も調査研究していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

集約化を進めるために話し合いを継続していく。ただ、狭小な田については、難しいため取捨選択もその際には必要となってくる。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については、原則、農地中間管理機構を通じて行っていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

特になし

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

当地域での確保が困難な場合は、地域外へ担い手を求めていく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今後、益々必要性が高まることが予想されるので、活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①獣害防護柵の設置補助金(町事業)の活用や獣友会員との連携により、対策を継続していく。

②③④資材高騰のため、極力、農薬や肥料等のコストを抑え、省力化も模索していく。